

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題

申請者名（法人名）

受験者の氏名

受験番号

（※注意事項）

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、一部省略している場合があります。

I. 次の問題 1 から 15 の文章で正しいものには○を、誤っているものには×を（ ）内に記入しなさい。

問題 1（点検整備）

貨物自動車運送事業者は、道路運送法の規定によるもののほか、事業用自動車の点検及び整備について、貨物自動車運送事業輸送安全規則に定める事項を遵守しなければならない。

（貨物自動車運送事業輸送安全規則）

（ ）

問題 2（親事業者の遵守事項）

親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、親事業者が下請代金をその支払期日の経過後なお支払わない場合に、下請事業者が公安審査委員会又は中小企業庁長官に対しその事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

（下請代金支払遅延等防止法）

（ ）

問題 3（運転者の遵守事項）

車両等の運転者は、車両等に積載している物が道路に転落し、又は飛散したときは、速やかに転落し、又は飛散した物を除去する等道路における危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

（道路交通法）

（ ）

問題 4 (自動車の構造)

自動車は、その構造が、次に掲げる事項について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

- 一 長さ、幅及び高さ
- 二 最低地上高
- 三 車両総重量
- 四 車輪にかかる荷重
- 五 車輪にかかる荷重の車両重量に対する割合
- 六 車輪にかかる荷重の車両総重量に対する割合
- 七 最大安定傾斜角度
- 八 最小回転半径
- 九 接地部及び接地圧

(道路運送車両法)

()

問題 5 (事業の休止及び廃止)

一般貨物自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、その30日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(貨物自動車運送事業法)

()

問題 6 (深夜業)

使用者は、満18才に満たない者を午後10時から午前5時までの間において使用してはならない。ただし、交替制によって使用する満16才以上の者については、この限りではない。

(労働基準法)

()

問題 7 (自動車検査証の有効期間)

自動車検査証の有効期間は、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車、貨物の運送の用に供する自動車及び国土交通省令で定める自家用自動車であって、検査対象軽自動車以外のものにあつては1年、その他の自動車にあつては2年とする。

(道路運送車両法)

()

問題 8 (貨物の積載方法)

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車に貨物を積載するときは、貨物が積載中に荷崩れ等により事業用自動車から落下することを防止するため、貨物にロープ又はシートを掛けること等必要な措置を講じなければならない。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

()

問題 9 (事業の譲渡し及び譲受け等)

一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併及び分割は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、一般貨物自動車運送事業者たる法人と一般貨物自動車運送事業を営まない法人が合併する場合において一般貨物自動車運送事業者たる法人が存続するとき又は一般貨物自動車運送事業者たる法人が分割をする場合において一般貨物自動車運送事業を承継させないときは、この限りでない。

(貨物自動車運送事業法)

()

問題 10 (自動車に関する表示)

自動車(軽自動車たる自家用自動車、乗車定員10人以下の乗用の自家用自動車、特殊自動車たる自家用自動車その他国土交通省令で定めるものを除く。)を所有する者は、その自動車の外側に、使用者の氏名、名称又は記号その他の国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。

(道路運送法)

()

問題 11 (貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等)

使用者は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者に労働基準法第35条の休日に労働させる場合は、当該労働させる休日は2週間について1回を超えないものとし、当該休日の労働によって自動車運転者の労働時間等の改善のための基準第4条第1項に定める拘束時間及び最大拘束時間の限度を超えないものとする。

(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準)

()

問題 1 2 (過労運転の防止)

貨物自動車運送事業輸送安全規則第 3 条第 1 項の規定により選任する運転者は、日々雇い入れられる者、2 月以内の期間を定めて使用される者又は試みの使用期間中の者（14 日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）であってはならない。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

()

問題 1 3 (自発的健康診断の結果の提出)

午後 9 時から午前 6 時まで（厚生労働大臣が必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後 11 時から午前 6 時まで）の間における業務（以下「深夜業」）に従事する労働者であって、その深夜業の回数その他の事項が深夜業に従事する労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当するものは、厚生労働省令で定めるところにより、自ら受けた健康診断（労働安全衛生法第 66 条第 5 項ただし書の規定による健康診断を除く。）の結果を証明する書面を事業者に提出することができる。

(労働安全衛生法)

()

問題 1 4 (事業の休止及び廃止の届出)

一般貨物自動車運送事業の休止又は廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業の休止（廃止）届出書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 休止又は廃止の予定日
- 三 休止の届出の場合にあっては、休止の予定期間
- 四 休止又は廃止を必要とした理由

(貨物自動車運送事業法施行規則)

()

問題 15 (定義)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律において「私的独占」とは、事業者が、単独に、又は他の事業者と結合し、若しくは通謀し、その他いかなる方法をもってするかを問わず、他の事業者の事業活動を妨害し、又は援助することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)

()

II. 次の問題 16 から 23 の文章の指示に従って、質問に答えなさい。

問題 16

貨物自動車運送事業報告規則の内容として誤っているものを次のア～エの中から 2 つ選び () 内に記入しなさい。

(貨物自動車運送事業報告規則)

- ア. 一般貨物自動車運送事業者（特別積合せ貨物運送（運行系統が 2 以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、その起点から終点までの距離の合計（運行系統が重複する部分に係る距離を除く）が 100 キロメートル以上のものに限る。）を行う一般貨物自動車運送事業者を除く。）は、毎事業年度に係る事業報告書を毎事業年度の経過後 100 日以内に、その主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出しなければならない。
- イ. 特別積合せ貨物運送（運行系統が 2 以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、その起点から終点までの距離の合計（運行系統が重複する部分に係る距離を除く）が 100 キロメートル以上のものに限る。）を行う一般貨物自動車運送事業者は、前年 4 月 1 日から 3 月 31 日までの期間に係る事業実績報告書を毎年 7 月 10 日までに、その主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出しなければならない。
- ウ. 特定貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め又は変更したときは、運賃及び料金の設定又は変更後 30 日以内に、運賃料金設定（変更）届出書を、所管地方運輸局長に提出しなければならない。
- エ. 貨物自動車運送事業者又は特定第一種貨物利用運送事業者は、貨物自動車運送事業報告規則第 2 条に定める報告書又は届出書のほか、国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長から、その事業に関し報告を求められたときは、報告書を提出しなければならない。

() ()

問題 17 (事故の記録)

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において3年間保存しなければならないとされている。記録しなければならない事項として、次のア～ウについて正しいものには○を、誤っているものには×を()内に記入しなさい。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

- ア. 事故の発生日時及び運行管理者の氏名 ()
- イ. 再発防止対策及び事故の原因 ()
- ウ. 事故発生場所及び事故の概要 ()

問題 18 (事業計画の変更の届出)

貨物自動車運送事業法第9条第3項の国土交通省令(貨物自動車運送事業法施行規則)で定める軽微な事項に関する事業計画の変更にあたるものとして次のア～ウについて正しいものには○を、誤っているものには×を()内に記入しなさい。

(貨物自動車運送事業法施行規則)

- ア. 営業所又は荷扱所の位置の変更(貨物自動車利用運送のみに係るもの及び地方運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。) ()
- イ. 各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数の変更 ()
- ウ. 利用する運送を行う一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者の概要 ()

問題 19 (変更登録)

次のア～ウの場合において、道路運送車両法に定める国土交通大臣の行う変更登録の申請を行わなければならないものとして誤っているものを選び()内に記入しなさい。

(道路運送車両法)

- ア. 自動車検査証の所有者の名称及び使用の本拠の位置の変更
- イ. 解体した(整備又は改造のために解体する場合を除く。)登録自動車の自動車検査証の原動機の型式の変更
- ウ. 所有者の氏名の変更及び住所の変更 ()

問題 20 (定義)

貨物自動車運送事業法の定義として誤っているものを次のア～ウの中から 1 つ選び () 内に記入しなさい。

(貨物自動車運送事業法)

- ア. 貨物自動車運送事業法において「貨物軽自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車に限る。）を使用して貨物を運送する事業をいう。
- イ. 貨物自動車運送事業法において「特定貨物自動車運送事業」とは特定の者の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）を使用して貨物を運送する事業をいう。
- ウ. 貨物自動車運送事業法において「貨物自動車利用運送」とは、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を経営する者が他の一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を経営する者の行う運送（自動車以外を使用して行う貨物の運送に係るものに限る。）を利用してする貨物の運送をいう。

()

問題 21 (目的)

以下の条文の () に当てはまる正しい語句を以下のア～ウから選び () 内に記入しなさい。

(道路運送法)

道路運送法は、貨物自動車運送事業法と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、() を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的とする。

- ア. 道路運送事業の需要と供給
- イ. 国民の信頼
- ウ. 輸送の安全

()

問題 2 2 (速報)

事業者等は、その使用する自動車について、速報に該当する事故があったとき又は国土交通大臣の指示があったときは、自動車事故報告規則第 3 条第 1 項の規定によるほか、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により、24 時間以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならないとされている。

速報に該当する事故として正しいものを次のア～エから 2 つ選び () 内に記入しなさい。

(自動車事故報告規則)

- ア. 15 人の負傷者を生じたもの
- イ. 9 人の重傷者を生じたもの
- ウ. 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの
- エ. 旅客に 1 人の負傷者を生じたもの

() ()

問題 2 3 (定義)

道路交通法の用語として正しいものをア～カの中から選び () に記入しなさい。

(道路交通法)

- ①道路の交通に関し、規制又は指示を表示する標示板
- ②車両の通行の用に供するため縁石若しくはさくその他これに類する工作物又は道路標示によって区画された道路の部分

ア. 道路看板	イ. 車両通行帯	ウ. 道路標示
エ. 車道	オ. 道路標識	カ. 自動車道

① () ② ()

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題

申請者名（法人名）

受験者の氏名

受験番号

（※注意事項）

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、一部省略している場合があります。

I. 次の問題 1 から 15 の文章で正しいものには○を、誤っているものには×を（ ）内に記入しなさい。

問題 1（点検整備）

貨物自動車運送事業者は、道路運送法の規定によるもののほか、事業用自動車の点検及び整備について、貨物自動車運送事業輸送安全規則に定める事項を遵守しなければならない。

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第 3 条の 2）

（正）道路運送車両法

（ × ）

問題 2（親事業者の遵守事項）

親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、親事業者が下請代金をその支払期日の経過後なお支払わない場合に、下請事業者が公安審査委員会又は中小企業庁長官に対しその事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをしてはならない。

（下請代金支払遅延等防止法第 4 条第 1 項第 2 号、第 7 号）

（正）公正取引委員会

（ × ）

問題 3（運転者の遵守事項）

車両等の運転者は、車両等に積載している物が道路に転落し、又は飛散したときは、速やかに転落し、又は飛散した物を除去する等道路における危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

（道路交通法第 7 1 条第 4 号の 2）

（ ○ ）

問題 4 (自動車の構造)

自動車は、その構造が、次に掲げる事項について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

- 一 長さ、幅及び高さ
- 二 最低地上高
- 三 車両総重量
- 四 車輪にかかる荷重
- 五 車輪にかかる荷重の車両重量に対する割合
- 六 車輪にかかる荷重の車両総重量に対する割合
- 七 最大安定傾斜角度
- 八 最小回転半径
- 九 接地部及び接地圧

(道路運送車両法第 40 条)

(○)

問題 5 (事業の休止及び廃止)

一般貨物自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、その 30 日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(貨物自動車運送事業法第 32 条)

(正) その 30 日前までに

(×)

問題 6 (深夜業)

使用者は、満 18 才に満たない者を午後 10 時から午前 5 時までの間において使用してはならない。ただし、交替制によって使用する 満 16 才以上の者については、この限りではない。

(労働基準法第 61 条)

(正) 満 16 才以上の男性

(×)

問題 7 (自動車検査証の有効期間)

自動車検査証の有効期間は、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車、貨物の運送の用に供する自動車及び国土交通省令で定める自家用自動車であって、検査対象軽自動車以外のものにあつては 1 年、その他の自動車にあつては 2 年とする。

(道路運送車両法第 61 条第 1 項)

(○)

問題 8 (貨物の積載方法)

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車に貨物を積載するときは、貨物が積載中に荷崩れ等により事業用自動車から落下することを防止するため、貨物にロープ又はシートを掛けること等必要な措置を講じなければならない。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 5 条第 2 号)

(正) 運搬中

(×)

問題 9 (事業の譲渡し及び譲受け等)

一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併及び分割は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、一般貨物自動車運送事業者たる法人と一般貨物自動車運送事業を経営しない法人が合併する場合において一般貨物自動車運送事業者たる法人が存続するとき又は一般貨物自動車運送事業者たる法人が分割をする場合において一般貨物自動車運送事業を承継させないときは、この限りでない。

(貨物自動車運送事業法第 30 条第 2 号)

(○)

問題 10 (自動車に関する表示)

自動車(軽自動車たる自家用自動車、乗車定員 10 人以下の乗用の自家用自動車、特殊自動車たる自家用自動車その他国土交通省令で定めるものを除く。)を所有する者は、その自動車の外側に、使用者の氏名、名称又は記号その他の国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。

(道路運送法第 95 条)

(正) 使用する者

(×)

問題 11 (貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等)

使用者は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者に労働基準法第 35 条の休日に労働させる場合は、当該労働させる休日は 2 週間について 1 回を超えないものとし、当該休日の労働によって自動車運転者の労働時間等の改善のための基準第 4 条第 1 項に定める拘束時間及び最大拘束時間の限度を超えないものとする。

(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準第 4 条第 5 項)

(○)

問題 1 2 (過労運転の防止)

貨物自動車運送事業輸送安全規則第 3 条第 1 項の規定により選任する運転者は、日々雇い入れられる者、2 月以内の期間を定めて使用される者又は試みの使用期間中の者（14 日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）であってはならない。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 3 条第 2 項)

(○)

問題 1 3 (自発的健康診断の結果の提出)

午後 9 時から午前 6 時まで (厚生労働大臣が必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後 11 時から午前 6 時まで) の間における業務 (以下「深夜業」) に従事する労働者であって、その深夜業の回数その他の事項が深夜業に従事する労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当するものは、厚生労働省令で定めるところにより、自ら受けた健康診断 (労働安全衛生法第 66 条第 5 項ただし書の規定による健康診断を除く。) の結果を証明する書面を事業者に提出することができる。

(労働安全衛生法第 66 条の 2)

(正) 午後 10 時から午前 5 時まで

(×)

問題 1 4 (事業の休止及び廃止の届出)

一般貨物自動車運送事業の休止又は廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業の休止 (廃止) 届出書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 休止又は廃止の予定日

三 休止の届出の場合にあっては、休止の予定期間

四 休止又は廃止を必要とした理由

(貨物自動車運送事業法施行規則第 20 条)

(正) 休止又は廃止の日

(×)

問題 15 (定義)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律において「私的独占」とは、事業者が、単独に、又は他の事業者と結合し、若しくは通謀し、その他いかなる方法をもってするかを問わず、他の事業者の事業活動を妨害し、又は援助することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第2条⑤)

(正) 排除し、又は支配すること (×)

II. 次の問題 16 から 23 の文章の指示に従って、質問に答えなさい。

問題 16

貨物自動車運送事業報告規則の内容として誤っているものを次のア～エの中から2つ選び () 内に記入しなさい。

(貨物自動車運送事業報告規則第2条、第2条の2、第3条)

- ア. 一般貨物自動車運送事業者（特別積合せ貨物運送（運行系統が2以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、その起点から終点までの距離の合計（運行系統が重複する部分に係る距離を除く）が100キロメートル以上のものに限る。）を行う一般貨物自動車運送事業者を除く。）は、毎事業年度に係る事業報告書を毎事業年度の経過後100日以内に、その主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出しなければならない。
- イ. 特別積合せ貨物運送（運行系統が2以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、その起点から終点までの距離の合計（運行系統が重複する部分に係る距離を除く）が100キロメートル以上のものに限る。）を行う一般貨物自動車運送事業者は、前年4月1日から3月31日までの期間に係る事業実績報告書を毎年7月10日までに、その主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出しなければならない。
- ウ. 特定貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め又は変更したときは、運賃及び料金の設定又は変更後30日以内に、運賃料金設定（変更）届出書を、所管地方運輸局長に提出しなければならない。
- エ. 貨物自動車運送事業者又は特定第一種貨物利用運送事業者は、貨物自動車運送事業報告規則第2条に定める報告書又は届出書のほか、国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長から、その事業に関し報告を求められたときは、報告書を提出しなければならない。

(正) 国土交通大臣、特定第二種貨物利用運送事業者 (イ) (エ)

問題 17 (事故の記録)

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において3年間保存しなければならないとされている。記録しなければならない事項として、次のア～ウについて正しいものには○を、誤っているものには×を()内に記入しなさい。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2)

- ア. 事故の発生日時及び運行管理者の氏名 (正) 乗務員 (×)
イ. 再発防止対策及び事故の原因 (○)
ウ. 事故発生場所及び事故の概要 (○)

問題 18 (事業計画の変更の届出)

貨物自動車運送事業法第9条第3項の国土交通省令(貨物自動車運送事業法施行規則)で定める軽微な事項に関する事業計画の変更にあたるものとして次のア～ウについて正しいものには○を、誤っているものには×を()内に記入しなさい。

(貨物自動車運送事業法施行規則第7条)

- ア. 営業所又は荷扱所の位置の変更(貨物自動車利用運送のみに係るもの及び地方運輸局長が指定する区域内におけるものに限る。) (○)
イ. 各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数の変更 (×)
(正) 貨物自動車運送事業法第9条第3号に定める事業計画の変更にあたるものとして
ウ. 利用する運送を行う一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者の概要 (○)

問題 19 (変更登録)

次のア～ウの場合において、道路運送車両法に定める国土交通大臣の行う変更登録の申請を行わなければならないものとして誤っているものを選び()内に記入しなさい。

(道路運送車両法第12条)

- ア. 自動車検査証の所有者の名称及び使用の本拠の位置の変更
イ. 解体した(整備又は改造のために解体する場合を除く。)登録自動車の自動車検査証の原動機の型式の変更
ウ. 所有者の氏名の変更及び住所の変更
(正) 永久抹消登録の申請をすべき場合に該当

(イ)

問題 20 (定義)

貨物自動車運送事業法の定義として誤っているものを次のア～ウの中から 1 つ選び () 内に記入しなさい。

(貨物自動車運送事業法第 2 条)

- ア. 貨物自動車運送事業法において「貨物軽自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車に限る。）を使用して貨物を運送する事業をいう。
- イ. 貨物自動車運送事業法において「特定貨物自動車運送事業」とは特定の者の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。）を使用して貨物を運送する事業をいう。
- ウ. 貨物自動車運送事業法において「貨物自動車利用運送」とは、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を経営する者が他の一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を経営する者の行う運送（自動車以外を使用して行う貨物の運送に係るものに限る。）を利用してする貨物の運送をいう。

(正) 自動車を

(ウ)

問題 21 (目的)

以下の条文の () に当てはまる正しい語句を以下のア～ウから選び () 内に記入しなさい。

(道路運送法第 1 条)

道路運送法は、貨物自動車運送事業法と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、() を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的とする。

- ア. 道路運送事業の需要と供給
- イ. 国民の信頼
- ウ. 輸送の安全

(ウ)

問題 2 2 (速報)

事業者等は、その使用する自動車について、速報に該当する事故があったとき又は国土交通大臣の指示があったときは、自動車事故報告規則第 3 条第 1 項の規定によるほか、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により、24 時間以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならないとされている。

速報に該当する事故として正しいものを次のア～エから 2 つ選び () 内に記入しなさい。

(自動車事故報告規則第 4 条)

- ア. 15 人の負傷者を生じたもの
- イ. 9 人の重傷者を生じたもの
- ウ. 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの
- エ. 旅客に 1 人の負傷者を生じたもの

(正) 自動車事故報告規則第 4 条第 3 号、第 2 号口に該当

(ア) (イ)

問題 2 3 (定義)

道路交通法の用語として正しいものをア～カの中から選び () に記入しなさい。

(道路交通法第 2 条)

- ①道路の交通に関し、規制又は指示を表示する標示板
- ②車両の通行の用に供するため縁石若しくはさくその他これに類する工作物又は道路標示によって区画された道路の部分

- | | | |
|---------|----------|---------|
| ア. 道路看板 | イ. 車両通行帯 | ウ. 道路標示 |
| エ. 車道 | オ. 道路標識 | カ. 自動車道 |

① (オ) ② (エ)